

新たな

森林・林業基本計画

令和3年6月

閣議決定！

「持続性」と「成長」を両立させる時代へ

森林・林業
基本計画
とは？

森林や林業・木材産業に関する施策の基本的な方針を定めた計画です

森林・林業基本法に基づき、おおむね5年ごとに計画を変更しています。

どうやって
計画を変更
したのか？

林業・木材産業関係者をはじめ皆様の意見を基に変更しました

検討前と計画案作成後、広く国民の皆様から意見を募集し、それを踏まえて林政審議会で議論が重ねられました。

※意見の詳細は下記HPよりご覧いただけます。

誰のための計画？

森林の恵みを受ける全ての国民の皆様に関係します。例えば…



✓生活者

豊かな自然 山村での暮らし

SDGs アウトドア 木の家



✓林業・木材産業関係者

持続的な林業経営 再造林

木材生産 木造建築 輸出



✓地方の行政機関

森林情報の整備 複層林化

山村振興 森林生態系の保護

これからの施策の方向と5つのポイント

森林・林業・木材産業による グリーン成長

森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現！



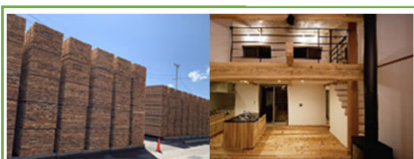
森林資源の適正な管理・利用

循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再造林や複層林化を推進。併せて、天然生林の保全管理や国土強靱化、森林吸収量確保に向けた取組を加速。



「新しい林業」に向けた取組の展開

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開。また、「長期にわたる持続的な経営」を実現。



木材産業の競争力の強化

外材等に対抗できる国産材製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上。また、中小地場工場等は、多様なニーズに応える多品目製品の供給により、地場競争力を向上。



都市等における「第2の森林」づくり

中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。木材を利用することで、都市に炭素を貯蔵し温暖化防止に寄与。



新たな山村価値の創造

山村地域において、森林サービス産業を育成し、関係人口の拡大を目指す。また、集落維持のため、農林地の管理・利用など協働活動を促進。



林野庁ホームページにおいて、[森林・林業基本計画のポイントや本文](#)、[林政審議会での検討資料](#)などをご覧いただけます！



森林・林業基本計画

